

労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令案  
新旧対照条文

- 一 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）（第一条関係）
- 二 産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和四十七年労働省令第四十六号）（抄）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）</p> <p>第三条の二 法第十条第一項第五号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。</p> <p>三 （略）</p> <p>（安全委員会の付議事項）</p> <p>第二十一条 法第十七条第一項第三号の労働者の危険の防止に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。</p> <p>三 五 （略）</p> <p>（衛生委員会の付議事項）</p> <p>第二十二条 法第十八条第一項第四号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。</p>	<p>（総括安全衛生管理者が統括管理する業務）</p> <p>第三条の二 法第十条第一項第五号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。</p> <p>三 （略）</p> <p>（安全委員会の付議事項）</p> <p>第二十一条 法第十七条第一項第三号の労働者の危険の防止に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。</p> <p>三 五 （略）</p> <p>（衛生委員会の付議事項）</p> <p>第二十二条 法第十八条第一項第四号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。</p>

一 (略)

二 法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関する事。

三・四 (略)

五 法第五十七条の四第一項及び第五十七条の五第一項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関する事。

六〇十一 (略)

第二十四条の二 厚生労働大臣は、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う次に掲げる自主的活動を促進するため必要な指針を公表することができる。

一 (略)

二 法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置

三・四 (略)

(危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等)

第二十四条の十四 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの(令第十八条各号及び令別表第三第一号に掲げる物を除く。次項及び第二十四条の十六において「危険有害化学物質等」という。)を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器)に次に掲げるものを表示

一 (略)

二 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関する事。

三・四 (略)

五 法第五十七条の三第一項及び第五十七条の四第一項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関する事。

六〇十一 (略)

第二十四条の二 厚生労働大臣は、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う次に掲げる自主的活動を促進するため必要な指針を公表することができる。

一 (略)

二 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置

三・四 (略)

(危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等)

第二十四条の十四 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの(令第十八条各号及び令別表第三第一号に掲げる物を除く。以下この条及び次条において「危険有害化学物質等」という。)を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器)に次に掲げるものを表示するよ

するように努めなければならない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

(削る)

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ 表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び

び電話番号

ホ 注意喚起語

ヘ 安定性及び反応性

二 (略)

2 (略)

第二十四条の十五 特定危険有害化学物質等(化学物質、化学物質を

含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるお

それのある物で厚生労働大臣が定めるもの(法第五十七条の二第一

項に規定する通知対象物を除く。)をいう。以下この条及び次条に

おいて同じ。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手

方の事業者が承諾した方法により特定危険有害化学物質等に関する

次に掲げる事項(前条第二項に規定する者にあつては、同条第一項

に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方の事業

者に通知するよう努めなければならない。

一 一十一 (略)

2 (略)

(名称等を表示すべき危険物及び有害物)

第三十条 令第十八条第二号の厚生労働省令で定める物は、別表第二

うに努めなければならない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

成分

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ 表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び

び電話番号

ホ 注意喚起語

ト 安定性及び反応性

二 (略)

2 (略)

第二十四条の十五 特定危険有害化学物質等(危険有害化学物質等(

法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を除く。)をいう。

以下この項において同じ。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の

交付又は相手方の事業者が承諾した方法により特定危険有害化学物

質等に関する次に掲げる事項(前条第二項に規定する者にあつては

、同条第一項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する

相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

一 一十一 (略)

2 (略)

(名称等を表示すべき危険物及び有害物)

第三十条 令第十八条第三十九号の厚生労働省令で定める物は、別表

の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の中欄に定める値である物並びに四アルキル鉛を含有する製剤その他の物（加鉛ガソリンに限る。）及びニトログリセリンを含有する製剤その他の物（九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が一パーセント未満のものに限る。）を除く。）とする。ただし、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。

- 一 危険物（令別表第一に掲げる危険物をいう。以下同じ。）
- 二 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物
- 三 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの

第三十一条 令第十八条第三号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。ただし、前条ただし書の物を除く。

- 一 ジクロロルベンジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジクロロルベンジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 二〇七 (略)

(名称等の表示)

第三十二条 法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの（以下この条において「表示事項等」という。）を印刷し、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等

第二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及び同表の備考欄に掲げる物を除く。）とする。

第三十一条 令第十八条第四十号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。

- 一 ジクロロルベンジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジクロロルベンジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの
- 二〇七 (略)

(名称等の表示)

第三十二条 法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの（以下この条において「表示事項等」という。）を印刷し、又は表示事項等を印刷した票せんをはり付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項

の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号から二まで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票箋を容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

第三十三条 法第五十七条第一項第一号ニの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

第三十四条の二 令第十八条の二第二号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含む製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及びニトログリセリンを含む製剤その他の物(九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が〇・一パーセント未満のものに限る。)を除く。)とする。

第三十四条の二の二 令第十八条の二第三号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。

一〇七 (略)

第三十四条の二の六 法第五十七条の二第二項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならぬ。この場合における重量パーセントの通知は、十パーセ

等のすべてを印刷し、又は表示事項等のすべてを印刷した票せんをはりつけることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号ハからホまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票せんを容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

第三十三条 法第五十七条第一項第一号ホの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

第三十四条の二 令別表第九第六百三十四号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含む製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及び同表の備考欄に掲げる物を除く。)とする。

第三十四条の二の二 令別表第九第六百三十五号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。

一〇七 (略)

第三十四条の二の六 法第五十七条の二第二項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九第一号から第六百三十三号までに掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならぬ。この場合における重量

ント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。

(調査対象物の危険性又は有害性等の調査の実施時期等)

第三十四条の二の七 法第五十七条の三第一項の危険性又は有害性等の調査(主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。次項及び次条第一項において「調査」という。)は、次に掲げる時期に行うものとする。

一 令第十八条各号に掲げる物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物(以下この条及び次条において「調査対象物」という。)を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。

二 調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。

三 前二号に掲げるもののほか、調査対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

2| 調査は、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次に掲げるいずれかの方法(調査のうち危険性に係るものにあつては、第一号又は第三号(第一号に係る部分に限る。)に掲げる方法に限る。)により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。

一 当該調査対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該調査対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法

二 当該業務に従事する労働者が当該調査対象物にさらされる程度及び当該調査対象物の有害性の程度を考慮する方法

三 前二号に掲げる方法に準ずる方法

(調査の結果等の周知)

パーセントの通知は、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。

(新設)

第三十四条の二の八 事業者は、調査を行ったときは、次に掲げる事項を、前条第二項の調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。

(新設)

一 当該調査対象物の名称

二 当該業務の内容

三 当該調査の結果

四 当該調査の結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容

2 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一 当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。

二 書面を、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。

三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(指針の公表)

第三十四条の二の九 第二十四条の規定は、法第五十七条の三第三項の規定による指針の公表について準用する。

(新設)

(有害性の調査)

第三十四条の三 法第五十七条の四第一項の規定による有害性の調査は、次に定めるところにより行わなければならない。

一・二 (略)

(有害性の調査)

第三十四条の三 法第五十七条の三第一項の規定による有害性の調査は、次に定めるところにより行わなければならない。

一・二 (略)

(新規化学物質の名称、有害性の調査の結果等の届出)

第三十四条の四 法第五十七条の四第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第四号の三による届書に、当該届出に係る同項に規定する新規化学物質（以下この節において「新規化学物質」という。）について行つた前条第一項に規定する有害性の調査の結果を示す書面、当該有害性の調査が同条第二項の厚生労働大臣が定める基準を具備している試験施設等において行われたことを証する書面及び当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(労働者が新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認の申請等)

第三十四条の五 法第五十七条の四第一項第一号の確認を受けようとする者は、当該確認に基づき最初に新規化学物質を製造し、又は輸入する日の三十日前までに様式第四号の四による申請書に、当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第三十四条の七 厚生労働大臣は、法第五十七条の四第一項第一号の確認をした後において、前条の規定による届出その他の資料により労働者が新規化学物質にさらされるおそれがあると認めると至つたときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認に係る事業者へ通知するものとする。

(新規化学物質の名称、有害性の調査の結果等の届出)

第三十四条の四 法第五十七条の三第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第四号の三による届書に、当該届出に係る同項に規定する新規化学物質（以下この節において「新規化学物質」という。）について行つた前条第一項に規定する有害性の調査の結果を示す書面、当該有害性の調査が同条第二項の厚生労働大臣が定める基準を具備している試験施設等において行われたことを証する書面及び当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(労働者が新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認の申請等)

第三十四条の五 法第五十七条の三第一項第一号の確認を受けようとする者は、当該確認に基づき最初に新規化学物質を製造し、又は輸入する日の三十日前までに様式第四号の四による申請書に、当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

第三十四条の七 厚生労働大臣は、法第五十七条の三第一項第一号の確認をした後において、前条の規定による届出その他の資料により労働者が新規化学物質にさらされるおそれがあると認めると至つたときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認に係る事業者へ通知するものとする。

(新規化学物質の有害性がない旨の厚生労働大臣の確認の申請)

第三十四条の八 法第五十七条の四第一項第二号の確認を受けようとする者は、当該確認に基づき最初に新規化学物質を製造し、又は輸入する日の三十日前までに様式第四号の四による申請書に、当該新規化学物質に関し既に得られている次条の有害性がない旨の知見等を示す書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(法第五十七条の四第一項第二号の厚生労働省令で定める有害性)

第三十四条の九 法第五十七条の四第一項第二号の厚生労働省令で定める有害性は、がん原性とする。

(法第五十七条の四第一項第四号の厚生労働省令で定めるとき)

第三十四条の十三 法第五十七条の四第一項第四号の厚生労働省令で定めるときは、本邦の地域内において労働者に小分け、詰め替え等の作業を行わせないとき等労働者が新規化学物質にさらされるおそれがないときとする。

(新規化学物質の名称の公表)

第三十四条の十四 法第五十七条の四第三項の規定による新規化学物質の名称の公表は、同条第一項の規定による届出の受理又は同項第二号の確認をした後一年以内に(当該新規化学物質に関して特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第三十六条第一項の規定による願書の提出がなされている場合にあつては、同法第六十四条第一項の規定による出願公開又は同法第六十六条第三項の規定による特許公報への掲載がなされた後速やかに)、次項に定めるところにより行うものとする。

2 (略)

(新規化学物質の有害性がない旨の厚生労働大臣の確認の申請)

第三十四条の八 法第五十七条の三第一項第二号の確認を受けようとする者は、当該確認に基づき最初に新規化学物質を製造し、又は輸入する日の三十日前までに様式第四号の四による申請書に、当該新規化学物質に関し既に得られている次条の有害性がない旨の知見等を示す書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(法第五十七条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める有害性)

第三十四条の九 法第五十七条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める有害性は、がん原性とする。

(法第五十七条の三第一項第四号の厚生労働省令で定めるとき)

第三十四条の十三 法第五十七条の三第一項第四号の厚生労働省令で定めるときは、本邦の地域内において労働者に小分け、詰め替え等の作業を行わせないとき等労働者が新規化学物質にさらされるおそれがないときとする。

(新規化学物質の名称の公表)

第三十四条の十四 法第五十七条の三第三項の規定による新規化学物質の名称の公表は、同条第一項の規定による届出の受理又は同項第二号の確認をした後一年以内に(当該新規化学物質に関して特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第三十六条第一項の規定による願書の提出がなされている場合にあつては、同法第六十四条第一項の規定による出願公開又は同法第六十六条第三項の規定による特許公報への掲載がなされた後速やかに)、次項に定めるところにより行うものとする。

2 (略)

(学識経験者からの意見聴取)

第三十四条の十五 厚生労働大臣は、法第五十七条の四第四項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、速やかに、次条の変異原性試験等結果検討委員候補者名簿に記載されている者のうちから、検討すべき内容に応じて、検討委員を指名し、その者の意見を聴くものとする。

(労働政策審議会への報告)

第三十四条の十七 厚生労働大臣は、法第五十七条の四第四項の規定により新規化学物質の有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴いたときは、その内容を、同条第三項の規定による当該新規化学物質の名称の公表後一年以内に、労働政策審議会に報告するものとする。

(化学物質の有害性の調査の指示)

第三十四条の十八 法第五十七条の五第一項の規定による指示は、同項に規定する有害性の調査を行うべき化学物質の名称、当該調査を行うべき理由、当該調査の方法その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。

(法第五十七条の五第一項の厚生労働省令で定める事業者)

第三十四条の十九 法第五十七条の五第一項の厚生労働省令で定める事業者は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質を製造し、輸入し、又は使用したことがある事業者とする。

(学識経験者からの意見聴取)

第三十四条の十五 厚生労働大臣は、法第五十七条の三第四項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、速やかに、次条の変異原性試験等結果検討委員候補者名簿に記載されている者のうちから、検討すべき内容に応じて、検討委員を指名し、その者の意見を聴くものとする。

(労働政策審議会への報告)

第三十四条の十七 厚生労働大臣は、法第五十七条の三第四項の規定により新規化学物質の有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴いたときは、その内容を、同条第三項の規定による当該新規化学物質の名称の公表後一年以内に、労働政策審議会に報告するものとする。

(化学物質の有害性の調査の指示)

第三十四条の十八 法第五十七条の四第一項の規定による指示は、同項に規定する有害性の調査を行うべき化学物質の名称、当該調査を行うべき理由、当該調査の方法その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。

(法第五十七条の四第一項の厚生労働省令で定める事業者)

第三十四条の十九 法第五十七条の四第一項の厚生労働省令で定める事業者は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質を製造し、輸入し、又は使用したことがある事業者とする。

(準用)

第三十四条の二十 第三十四条の十五及び第三十四条の十六の規定は、法第五十七条の五第三項の規定により学識経験者の意見を聴く場合に準用する。この場合において、これらの規定中「変異原性試験等結果検討委員候補者名簿」とあるのは「がん原性試験指示検討委員候補者名簿」と、第三十四条の十六中「変異原性試験等結果検討委員候補者」とあるのは「がん原性試験指示検討委員候補者」と読み替えるものとする。

(労働政策審議会への報告)

第三十四条の二十一 厚生労働大臣は、法第五十七条の五第一項の規定による指示に基づき化学物質の有害性の調査の結果について事業者から報告を受けたときは、その内容を当該報告を受けた後一年以内に労働政策審議会に報告するものとする。

(職長等の教育)

第四十条 法第六十条第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。

二・三 (略)

2・3 (略)

(法第八十八条第一項ただし書の厚生労働省令で定める措置)

第八十七条 法第八十八条第一項ただし書の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(準用)

第三十四条の二十 第三十四条の十五及び第三十四条の十六の規定は、法第五十七条の四第三項の規定により学識経験者の意見を聴く場合に準用する。この場合において、これらの規定中「変異原性試験等結果検討委員候補者名簿」とあるのは「がん原性試験指示検討委員候補者名簿」と、第三十四条の十六中「変異原性試験等結果検討委員候補者」とあるのは「がん原性試験指示検討委員候補者」と読み替えるものとする。

(労働政策審議会への報告)

第三十四条の二十一 厚生労働大臣は、法第五十七条の四第一項の規定による指示に基づき化学物質の有害性の調査の結果について事業者から報告を受けたときは、その内容を当該報告を受けた後一年以内に労働政策審議会に報告するものとする。

(職長等の教育)

第四十条 法第六十条第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。

二・三 (略)

2・3 (略)

(法第八十八条第一項ただし書の厚生労働省令で定める措置)

第八十七条 法第八十八条第一項ただし書の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 法第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項及び第二項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 二 前号に掲げるもののほか、第二十四条の二の指針に従つて事業者が行う自主的活動

(金属溶解炉に金属くずを入れる作業)

第二百五十四条 事業者は、金属の溶解炉に金属くずを入れる作業を行なうときは、水蒸気爆発その他の爆発を防止するため、当該金属くずに水、火薬類、危険物、密閉された容器等はいつていないことを確認した後でなければ、当該作業を行なつてはならない。

別表第二(第三十条及び第三十四条の二関係)

(別添1)

(削る)

様式第21号の2の3(第95条の3の2関係)

(別添2)

- 一 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 二 前号に掲げるもののほか、第二十四条の二の指針に従つて事業者が行う自主的活動

(金属溶解炉に金属くずを入れる作業)

第二百五十四条 事業者は、金属の溶解炉に金属くずを入れる作業を行なうときは、水蒸気爆発その他の爆発を防止するため、当該金属くずに水、火薬類、危険物(令別表第一に掲げる危険物をいう。以下同じ。)、密閉された容器等はいつていないことを確認した後でなければ、当該作業を行なつてはならない。

別表第二(第三十条関係)

(略)

別表第二の二(第三十四条の二関係)

(略)

様式第21号の2の3(第95条の3の2関係)

(略)

二 産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和四十七年労働省令第四十六号）（抄）（第二条関係）  
 【平成二十八年六月一日施行】  
 （傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">別記様式 (別添3)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">別記様式 (略)</p>

別添1

別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）

物		第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）
アクリルアミド	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	
アクリル酸	一パーセント未満	一パーセント未満	
アクリル酸エチル	一パーセント未満	○・一パーセント未満	
アクリル酸ノルマル―ブチル	一パーセント未満	○・一パーセント未満	
アクリル酸二―ヒドロキシプロピル	一パーセント未満	○・一パーセント未満	
アクリル酸メチル	一パーセント未満	○・一パーセント未満	
アクリロニトリル	一パーセント未満	○・一パーセント未満	
アクロレイン	一パーセント未満	一パーセント未満	

アジ化ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
アジピン酸	一パーセント未満	一パーセント未満
アジポニトリル	一パーセント未満	一パーセント未満
アセチルサリチル酸（別名アスピリン）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
アセトアミド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アセトアルデヒド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アセトニトリル	一パーセント未満	一パーセント未満
アセトフェノン	一パーセント未満	一パーセント未満
アセトン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アセトンシアノヒドリン	一パーセント未満	一パーセント未満
アニリン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アミド硫酸アンモニウム	一パーセント未満	一パーセント未満
二―アミノエタノール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
四―アミノ―六―ターシャリーブチル―三―メチ	一パーセント未満	一パーセント未満

ルチオ―一・二・四―トリアジン―五（四H）― オン（別名メトリブジン）		
三―アミノ―一H―一・二・四―トリアゾール（ 別名アミトロール）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
四―アミノ―三・五・六―トリクロロピリジン―	一パーセント未満	一パーセント未満
二―カルボン酸（別名ピクロラム）		
二―アミノピリジン	一パーセント未満	一パーセント未満
亜硫酸水素ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
アリルアルコール	一パーセント未満	一パーセント未満
一―アリルオキシ―二・三―エポキシプロパン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アリル水銀化合物	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アリル―ノルマル―プロピルジスルフィド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
亜りん酸トリメチル	一パーセント未満	一パーセント未満
アルキルアルミニウム化合物	一パーセント未満	一パーセント未満

アルキル水銀化合物	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
三―（アルファ―アセトニルベンジル）―四―ヒ ドロキシクマリン（別名ワルファリン）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
アルファ・アルファ―ジクロロトルエン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
アルファ―メチルスチレン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アルミニウム水溶性塩	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アンチモン及びその化合物（三酸化ニアンチモン を除く。）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アンモニア	○・二パーセント未満	○・一パーセント未満
三―イソシアナトメチル―三・五・五―トリメチ ルシクロヘキシル―イソシアネート	一パーセント未満	○・一パーセント未満
イソシアン酸メチル	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
イソブレン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
N―イソプロピルアニリン	一パーセント未満	○・一パーセント未満

	N―イソプロピルアミノホスホン酸〇―エチル― 〇―(三―メチル―四―メチルチオフェニル)― 別名フェナミホス)		一パーセント未満	〇・一パーセント未満
	イソプロピルアミン		一パーセント未満	一パーセント未満
	イソプロピルエーテル		一パーセント未満	〇・一パーセント未満
	三―イソプロポキシ―二―トリフルオロメチルベ ンズアニリド(別名フルトラニル)		一パーセント未満	一パーセント未満
	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコ ール)		一パーセント未満	一パーセント未満
	イソホロン		一パーセント未満	〇・一パーセント未満
	一塩化硫黄		一パーセント未満	一パーセント未満
	一酸化炭素		〇・三パーセント未満	〇・一パーセント未満
	一酸化窒素		一パーセント未満	一パーセント未満
	一酸化二窒素		〇・三パーセント未満	〇・一パーセント未満

イットリウム及びその化合物	一パーセント未満	一パーセント未満
イプシロンーカプロラクタム	一パーセント未満	一パーセント未満
二ーイミダゾリジンチオン	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
四・四ー（四ーイミノシクロヘキサー二・五ージ エニリデンメチル）ジアニリン塩酸塩（別名C I ベイシツクレッド九）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
インジウム	一パーセント未満	一パーセント未満
インジウム化合物	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
インデン	一パーセント未満	一パーセント未満
ウレタン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
エタノール	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
エタンチオール	一パーセント未満	一パーセント未満
エチリデンノルボルネン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
エチルアミン	一パーセント未満	一パーセント未満

エチルエーテル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
エチル―セカンダリ―ペンチルケトン	一パーセント未満	一パーセント未満
エチル―パラ―ニトロフェニルチオノベンゼンホ スホネイト（別名EPN）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
○―エチル―S―フェニル〓エチルホスホノチオ ロチオナート（別名ホノホス）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二―エチルヘキサ酸	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
エチルベンゼン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
エチルメチルケトンペルオキシド	一パーセント未満	一パーセント未満
N―エチルモルホリン	一パーセント未満	一パーセント未満
エチレンイミン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
エチレンオキシド	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
エチレングリコール	一パーセント未満	一パーセント未満
エチレングリコールモノイソプロピルエーテル	一パーセント未満	一パーセント未満

エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
ト		
エチレンクロロヒドリン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
エチレンジアミン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・一―エチレン―二・二―ビピリジニウムジブロミド（別名ジクアット）	一パーセント未満	○・一パーセント未満

	二―エトキシ―二・二―ジメチルエタン	一パーセント未満	一パーセント未満
	二―(四―エトキシフェニル)―二―メチルプロ ピル  三―フェノキシベンジルエーテル(別名エ トフェンプロックス)	一パーセント未満	一パーセント未満
	エピクロロヒドリン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
	一・二―エポキシ―三―イソプロポキシプロパン	一パーセント未満	一パーセント未満
	二・三―エポキシ―一―プロパノール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
	二・三―エポキシ―一―プロパノール	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
	二・三―エポキシプロピル  フェニルエーテル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
	エメリー	一パーセント未満	一パーセント未満
	エリオナイト	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
	塩化亜鉛	一パーセント未満	○・一パーセント未満
	塩化アリル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
	塩化アンモニウム	一パーセント未満	一パーセント未満

塩化シアン	一パーセント未満	一パーセント未満
塩化水素	〇・二パーセント未満	〇・一パーセント未満
塩化チオニル	一パーセント未満	一パーセント未満
塩化ビニル	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満
塩化ベンジル	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
塩化ベンゾイル	一パーセント未満	一パーセント未満
塩化ホスホリル	一パーセント未満	一パーセント未満
塩素	一パーセント未満	一パーセント未満
塩素化カンフエン (別名トキサフエン)	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
塩素化ジフェニルオキシド	一パーセント未満	一パーセント未満
黄りん	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
四・四' - オキシビス (二 - クロロアニリン)	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
オキシビス (チオホスホン酸) $O \cdot O \cdot O' \cdot O' -$	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
テトラエチル (別名スルホテップ)	一パーセント未満	〇・一パーセント未満

四・四―オキシビスベンゼンスルホンルヒドラジド	一パーセント未満	一パーセント未満
オキシビスホスホン酸四ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
オクタクロロナフタレン	一パーセント未満	一パーセント未満
一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ― ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ― 四・七―メタノ―H―インデン（別名クロルデ ン）	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
二―オクタノール	一パーセント未満	一パーセント未満
オクタン	一パーセント未満	一パーセント未満
オゾン	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
オメガ―クロロアセトフェノン	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
オーラミン	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
オルト―アニシジン	一パーセント未満	〇・一パーセント未満

オルトークロロスチレン	一パーセント未満	一パーセント未満
オルトークロロトルエン	一パーセント未満	一パーセント未満
オルトージクロロベンゼン	一パーセント未満	一パーセント未満
オルトーセカンダリーブチルフェノール	一パーセント未満	一パーセント未満
オルトーニトロアニソール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
オルトーフタロジニトリル	一パーセント未満	一パーセント未満
過酸化水素	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ガソリン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
カテコール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
カドミウム及びその化合物	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
カーボンブラック	一パーセント未満	○・一パーセント未満
カルシウムシアナミド	一パーセント未満	一パーセント未満
ぎ酸	一パーセント未満	一パーセント未満
ぎ酸エチル	一パーセント未満	一パーセント未満

クロロアセトン	一パーセント未満	一パーセント未満
クロロアセトアルデヒド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
クロロアセチルクロリド	一パーセント未満	一パーセント未満
クロム酸及びクロム酸塩	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
並びに重クロム酸及び重クロム酸塩を除く。		
クロム及びその化合物（クロム酸及びクロム酸塩	一パーセント未満	○・一パーセント未満
クレゾール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
クレオソート油	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
グルタルアルデヒド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
クメン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
銀及びその水溶性化合物	一パーセント未満	○・一パーセント未満
キシレン	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
キシリジン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ギ酸メチル	一パーセント未満	一パーセント未満

クロロエタン（別名塩化エチル）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二―クロロ―四―エチルアミノ―六―イソプロピルアミノ―一・三・五―トリアジン（別名アトラジン）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
四―クロロ―オルト―フェニレンジアミン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
クロロジフルオロメタン（別名HCFCl <sub>2</sub> ）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二―クロロ―六―トリクロロメチルピリジン（別名ニトラピリン）	一パーセント未満	一パーセント未満
二―クロロ―一・一・二―トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル（別名エンフルラン）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一―クロロ―一―ニトロプロパン	一パーセント未満	一パーセント未満
クロロピクリン	一パーセント未満	一パーセント未満
クロロフェノール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二―クロロ―一・三―ブタジエン	一パーセント未満	○・一パーセント未満

	二―クロロプロピオン酸	一パーセント未満	一パーセント未満
	二―クロロベンジリデンマロノニトリル	一パーセント未満	一パーセント未満
	クロロベンゼン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
	クロロペンタフルオロエタン（別名CFC―一一五）	一パーセント未満	一パーセント未満
	クロロホルム	一パーセント未満	○・一パーセント未満
	クロロメタン（別名塩化メチル）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
	四―クロロ―二―メチルアニリン及びその塩酸塩	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
	クロロメチルメチルエーテル	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
軽油		一パーセント未満	○・一パーセント未満
けつ岩油		○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ケテン		一パーセント未満	一パーセント未満
ゲルマン		一パーセント未満	一パーセント未満
鉱油		一パーセント未満	○・一パーセント未満

五塩化りん	一パーセント未満	一パーセント未満
固形パラフィン	一パーセント未満	一パーセント未満
五酸化バナジウム	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
コバルト及びその化合物	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
五弗化臭素	一パーセント未満	一パーセント未満
コールタール	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
コールタールナフサ	一パーセント未満	一パーセント未満
酢酸	一パーセント未満	一パーセント未満
酢酸エチル	一パーセント未満	一パーセント未満
酢酸一・三―ジメチルブチル	一パーセント未満	一パーセント未満
酢酸鉛	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
酢酸ビニル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
酢酸ブチル	一パーセント未満	一パーセント未満
酢酸プロピル	一パーセント未満	一パーセント未満

酢酸ベンジル	一パーセント未満	一パーセント未満
酢酸ペンチル（別名酢酸アミル）	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
酢酸メチル	一パーセント未満	一パーセント未満
サチライシン	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
三塩化りん	一パーセント未満	一パーセント未満
酸化亜鉛	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
酸化アルミニウム	一パーセント未満	一パーセント未満
酸化カルシウム	一パーセント未満	一パーセント未満
酸化チタン(IV)	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
酸化鉄	一パーセント未満	一パーセント未満
一・二―酸化ブチレン	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
酸化プロピレン	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満
酸化メシチル	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
三酸化ニアンチモン	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満

三酸化二ほう素	一パーセント未満	一パーセント未満
三臭化ほう素	一パーセント未満	一パーセント未満
三弗化 <sup>ふっ</sup> 塩素	一パーセント未満	一パーセント未満
三弗化 <sup>ふっ</sup> ほう素	一パーセント未満	一パーセント未満
次亜塩素酸カルシウム	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
N・N'ジアセチルベンジジン	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
ジアセトンアルコール	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
ジアゾメタン	〇・二パーセント未満	〇・一パーセント未満
シアナミド	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
二シアノアクリル酸エチル	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
二シアノアクリル酸メチル	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
二・四ジアミノアニソール	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
四・四ジアミノジフェニルエーテル	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
四・四ジアミノジフェニルスルフィド	一パーセント未満	〇・一パーセント未満

四・四 <sup>ノ</sup> ージアミノー三・三 <sup>ノ</sup> ージメチルジフェニル メタン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二・四 <sup>ノ</sup> ージアミノトルエン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
四アルキル鉛	—	○・一パーセント未満
シアン化カリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
シアン化カルシウム	一パーセント未満	一パーセント未満
シアン化水素	一パーセント未満	一パーセント未満
シアン化ナトリウム	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジイソブチルケトン	一パーセント未満	一パーセント未満
ジイソプロピルアミン	一パーセント未満	一パーセント未満
ジエタノールアミン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二 <sup>ノ</sup> ー(ジエチルアミノ)エタノール	一パーセント未満	一パーセント未満
ジエチルアミン	一パーセント未満	一パーセント未満
ジエチルケトン	一パーセント未満	一パーセント未満

ジエチルーパラニトロフェニルチオホスフエイト (別名パラチオン)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・二―ジエチルヒドラジン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジエチレントリアミン	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
四塩化炭素	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・四―ジオキサン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・四―ジオキサン―二・三―ジイルジチオビス (チオホスホン酸) O・O・O'・O'―テトラエチ ル (別名ジオキサチオン)	一パーセント未満	一パーセント未満
一・三―ジオキソラン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
シクロヘキサノール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
シクロヘキサノン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
シクロヘキサン	一パーセント未満	一パーセント未満
シクロヘキシルアミン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満

二―シクロヘキシルビフェニル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
シクロヘキセン	一パーセント未満	一パーセント未満
シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン	一パーセント未満	一パーセント未満
シクロペンタジエン	一パーセント未満	一パーセント未満
シクロペンタン	一パーセント未満	一パーセント未満
ジクロロアセチレン	一パーセント未満	一パーセント未満
ジクロロエタン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジクロロエチレン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
三・三 <sup>′</sup> ―ジクロロ―四・四 <sup>′</sup> ―ジアミノジフェニル メタン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジクロロジフルオロメタン（別名CFC―一二）	一パーセント未満	一パーセント未満
一・三―ジクロロ―五・五―ジメチルイミダゾリ ジン―二・四―ジオン	一パーセント未満	一パーセント未満
三・五―ジクロロ―二・六―ジメチル―四―ピリ	一パーセント未満	一パーセント未満

	ジノール（別名クロピドール）		
	ジクロロテトラフルオロエタン（別名CFC―一 一四）	一パーセント未満	一パーセント未満
	二・二―ジクロロ―一・一―トリフルオロエ タン（別名HCFC―一二三）	一パーセント未満	一パーセント未満
	一・一―ジクロロ―一―ニトロエタン	一パーセント未満	一パーセント未満
	三―（三・四―ジクロロフェニル）―一・一―ジ メチル尿素（別名ジウロン）	一パーセント未満	一パーセント未満
	二・四―ジクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウ ム	一パーセント未満	一パーセント未満
	二・四―ジクロロフェノキシ酢酸	一パーセント未満	○・一パーセント未満
	一・四―ジクロロ―二―ブテン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
	ジクロロフルオロメタン（別名HCFC―二二）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
	一・二―ジクロロプロパン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満

二・二―ジクロロプロピオン酸	一パーセント未満	一パーセント未満
一・三―ジクロロプロペン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
四酸化オスミウム	一パーセント未満	一パーセント未満
ジシアン	一パーセント未満	一パーセント未満
ジシクロペンタジエニル鉄	一パーセント未満	一パーセント未満
ジシクロペンタジエン	一パーセント未満	一パーセント未満
二・六―ジ―ターシャリーブチル―四―クレゾール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・三―ジチオラン―二―イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）	一パーセント未満	一パーセント未満
ジチオりん酸〇―エチル―〇―（四―メチルチオフェニル）―S―ノルマル―プロピル（別名スルプロホス）	一パーセント未満	一パーセント未満

ジチオりん酸 O・O―ジエチル―S―(二―エチルチオエチル) (別名ジスルホトン)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジチオりん酸 O・O―ジエチル―S―エチルチオメチル (別名ホレート)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジチオりん酸 O・O―ジメチル―S―「(四―オキソ―一・二・三―ベンゾトリアジン―三(四H)―イル)メチル」 (別名アジンホスメチル)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジチオりん酸 O・O―ジメチル―S―一・二―ビス(エトキシカルボニル)エチル (別名マラチオン)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジナトリウムⅡ四―「(二・四―ジメチルフェニル)アゾ」―三―ヒドロキシ―二・七―ナフタレンジスルホナート (別名ポンソーMX)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジナトリウムⅡ八―「三・三―ジメチル―四―	一パーセント未満	○・一パーセント未満

<p>「〔四〕」「〔(四)メチルフエニル)スルホニル  「オキシ」フェニル」アゾ」「二・一」ビフェニ  ル」―四―イル」アゾ」―七―ヒドロキシ―一・  三―ナフタレンジスルホナート(別名C Iアシツ  ドレットド百十四)</p>		
<p>ジナトリウム  三―ヒドロキシ―四―「(二・四  ・五―トリメチルフエニル)アゾ」―二・七―ナ  フタレンジスルホナート(別名ポンソー三R)</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>二・四―ジニトロトルエン</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>ジニトロベンゼン</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>二―(ジ―ノルマル―ブチルアミノ)エタノール</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>一パーセント未満</p>
<p>ジ―ノルマル―プロピルケトン</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>一パーセント未満</p>
<p>ジビニルベンゼン</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>ジフェニルアミン</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>

ジフエニルエーテル	一パーセント未満	一パーセント未満
一・二―ジブロモエタン（別名EDB）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・二―ジブロモ―三―クロロプロパン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジブロモジフルオロメタン	一パーセント未満	一パーセント未満
ジベンゾイルペルオキシド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジボラン	一パーセント未満	一パーセント未満
N・N―ジメチルアセトアミド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
N・N―ジメチルアニリン	一パーセント未満	一パーセント未満
〔四―〕〔四―（ジメチルアミノ）フェニル〕〔四―（エチル（三―スルホベンジル）アミノ）フェニル〕メチリデン〕シクロヘキサン―二・五―ジエン―一―イリデン〕（エチル）（三―スルホナトベンジル）アンモニウムナトリウム塩（別名ベンジルバイオレット四B）	一パーセント未満	○・一パーセント未満

ジメチルアミン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトシト)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジメチルエトキシシラン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジメチルカルバモイルクロリド	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト (別名DDVP)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジメチルジスルフイド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
N・N―ジメチルニトロソアミン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジメチル―パラ―ニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジメチルヒドラジン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・一―ジメチル―四・四―ビピリジニウムジ クロリド (別名パラコート)	一パーセント未満	一パーセント未満

しゅう酸	重クロム酸及び重クロム酸塩	臭化メチル	臭化水素	臭化エチル	）	二―ナフトール（別名シトラスレッドナンバー二）	一―「（二・五―ジメトキシフェニル）アゾ」―	N・N―ジメチルホルムアミド	ル（別名スルホメチユロンメチル）	ノカルボニルアミノスルフオニル）安息香酸メチル	二―（四・六―ジメチル―二―ピリミジニルアミ	一・一―ジメチル―四・四―ピリジニウムニメ	タンスルホン酸塩
一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満			一パーセント未満	○・三パーセント未満			一パーセント未満	一パーセント未満	
○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満			○・一パーセント未満	○・一パーセント未満			○・一パーセント未満	一パーセント未満	

臭素	一パーセント未満	一パーセント未満
臭素化ビフェニル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
硝酸	一パーセント未満	一パーセント未満
硝酸アンモニウム	―	―
硝酸ノルマル―プロピル	一パーセント未満	一パーセント未満
しょう脳	一パーセント未満	一パーセント未満
シラン	一パーセント未満	一パーセント未満
シリカ	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジルコニウム化合物	一パーセント未満	一パーセント未満
人造鉱物繊維	一パーセント未満	一パーセント未満
水銀及びその無機化合物	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
水酸化カリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
水酸化カルシウム	一パーセント未満	一パーセント未満
水酸化セシウム	一パーセント未満	一パーセント未満

水酸化ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
水酸化リチウム	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
水素化リチウム	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
すず及びその化合物	一パーセント未満	○・一パーセント未満
スチレン	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
ステアリン酸亜鉛	一パーセント未満	一パーセント未満
ステアリン酸ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
ステアリン酸鉛	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ステアリン酸マグネシウム	一パーセント未満	一パーセント未満
ストリキニーネ	一パーセント未満	一パーセント未満
石油エーテル	一パーセント未満	一パーセント未満
石油ナフサ	一パーセント未満	一パーセント未満
石油ベンジン	一パーセント未満	一パーセント未満
セスキ炭酸ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満

セレン及びその化合物	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
二―ターシャリーブチルイミノ―三―イソプロピル―五―フェニルテトラヒドロ―四H―一・三・五―チアジアジン―四―オン（別名ブプロフェジン）	一パーセント未満	一パーセント未満
タリウム及びその水溶性化合物	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満
炭化けい素	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満
タンゲストン及びその水溶性化合物	一パーセント未満	一パーセント未満
タンタル及びその酸化物	一パーセント未満	一パーセント未満
チオジ（パラ―フェニレン）―ジオキシ―ビス（チオホスホン酸）〇・〇・〇・〇―テトラメチル（別名テメホス）	一パーセント未満	一パーセント未満
チオ尿素	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
四・四―チオビス（六―ターシャリーブチル―三	一パーセント未満	一パーセント未満

—メチルフエノール			
チオフエノール	一パーセント未満	○・一パーセント未満	
チオりん酸O・O—ジエチル—O—(二—イソプロピル—六—メチル—四—ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	一パーセント未満	○・一パーセント未満	
チオりん酸O・O—ジエチル—エチルチオエチル (別名ジメトン)	一パーセント未満	○・一パーセント未満	
チオりん酸O・O—ジエチル—O—(六—オキソ—一—フェニル—一・六—ジヒドロ—三—ピリダジニル) (別名ピリダフェンチオン)	一パーセント未満	一パーセント未満	
チオりん酸O・O—ジエチル—O—(三・五・六—トリクロロ—二—ピリジル) (別名クロルピリホス)	一パーセント未満	一パーセント未満	
チオりん酸O・O—ジエチル—O—「四—(メチ	一パーセント未満	一パーセント未満	

ルスルフィニル)フェニル」(別名フェンスルホ チオン)		
チオりん酸O・O―ジメチル―O―(二・四・五 ―トリクロロフェニル)(別名ロンネル)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
チオりん酸O・O―ジメチル―O―(三―メチル ―四―ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン )	一パーセント未満	○・一パーセント未満
チオりん酸O・O―ジメチル―O―(三―メチル ―四―メチルチオフェニル)(別名フェンチオン )	一パーセント未満	○・一パーセント未満
デカボラン	一パーセント未満	一パーセント未満
鉄水溶性塩	一パーセント未満	一パーセント未満
一・四・七・八―テトラアミノアントラキノン(別名ジスパースブルー一)	一パーセント未満	○・一パーセント未満

テトラエチルチウラムジスルフィド（別名ジスル フィラム）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
テトラエチルピロホスフェイト（別名TEPP）	一パーセント未満	一パーセント未満
テトラエトキシシラン	一パーセント未満	一パーセント未満
一・一・二・二―テトラクロロエタン（別名四塩 化アセチレン）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
N―（一・一・一・二・二―テトラクロロエチルチオ ）―（一・二・三・六―テトラヒドロフタルイミド （別名キャプタフォル）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン ）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
四・五・六・七―テトラクロロ―一・三―ジヒド ロベンゾ「c」フラン―二―オン（別名フサライ ド）	一パーセント未満	一パーセント未満

テトラクロロジフルオロエタン（別名CFC― 一二）	一パーセント未満	一パーセント未満
二・三・七・八―テトラクロロジベンゾ― 一・四―ジオキシン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
テトラクロロナフタレン	一パーセント未満	一パーセント未満
テトラナトリウムⅡ三・三― 「三・三―ジメチル―四・四― ビフェニレン」ビス（アゾ） 「ビス〔五―アミノ―四―ヒドロキシ― 二・七―ナフタレンジスルホナート〕 （別名トリパンブルー）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
テトラナトリウムⅡ三・三― 「三・三―ジメトキシ―四・四― ビフェニレン」ビス（アゾ） 「ビス〔五―アミノ―四―ヒドロキシ― 二・七―ナフタレンジスルホナート〕 （別名C Iダイレクトブルー―十五）	一パーセント未満	○・一パーセント未満

テトラニトロメタン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
テトラヒドロフラン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
テトラフルオロエチレン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・一・二・二―テトラブロモエタン	一パーセント未満	一パーセント未満
テトラブロモメタン	一パーセント未満	一パーセント未満
テトラメチルこはく酸ニトリル	一パーセント未満	一パーセント未満
テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
テトラメトキシシラン	一パーセント未満	一パーセント未満
テトリル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
テルフェニル	一パーセント未満	一パーセント未満
テルル及びその化合物	一パーセント未満	○・一パーセント未満
テレピン油	一パーセント未満	○・一パーセント未満
テレフタル酸	一パーセント未満	一パーセント未満

銅及びその化合物		一パーセント未満	○・一パーセント未満
灯油		一パーセント未満	○・一パーセント未満
トリエタノールアミン		一パーセント未満	○・一パーセント未満
トリエチルアミン		一パーセント未満	一パーセント未満
トリクロロエタン		一パーセント未満	○・一パーセント未満
トリクロロエチレン		○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
トリクロロ酢酸		一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・一・二―トリクロロ―一・二・二―トリフル オロエタン		一パーセント未満	一パーセント未満
トリクロロナフタレン		一パーセント未満	一パーセント未満
一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（四―ク ロロフェニル）エタン（別名DDT）		○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（四―メ トキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）		一パーセント未満	○・一パーセント未満

トリクロロフルオロメタン (別名CFC-11)	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
一・二・三―トリクロロプロパン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・二・四―トリクロロベンゼン	一パーセント未満	一パーセント未満
トリクロロメチルスルフェニル―クロリド	一パーセント未満	一パーセント未満
N― (トリクロロメチルチオ) ―一・二・三・六―テトラヒドロフタルイミド (別名キャプタン)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
トリシクロヘキシルすず―ヒドロキシド	一パーセント未満	一パーセント未満
一・三・五―トリス (二・三―エポキシプロピル) ―一・三・五―トリアジン―二・四・六 (一H・三H・五H) ―トリオン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
トリス (N・N―ジメチルジチオカルバメート)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
鉄 (別名ファーム)		
トリニトロトルエン	一パーセント未満	○・一パーセント未満

トリフェニルアミン	一パーセント未満	一パーセント未満
トリブロモメタン	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
二―トリメチルアセチル―一・三―インダンジオン	一パーセント未満	一パーセント未満
トリメチルアミン	一パーセント未満	一パーセント未満
トリメチルベンゼン	一パーセント未満	一パーセント未満
トリレンジイソシアネート	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
トルイジン	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満
トルエン	〇・三パーセント未満	〇・一パーセント未満
ナフタレン	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
一―ナフチルチオ尿素	一パーセント未満	一パーセント未満
一―ナフチル―N―メチルカルバメート（別名カルバリル）	一パーセント未満	一パーセント未満
鉛及びその無機化合物	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満

二亜硫酸ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
ニコチン	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
二酸化硫黄	一パーセント未満	一パーセント未満
二酸化塩素	一パーセント未満	一パーセント未満
二酸化窒素	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
二硝酸プロピレン	一パーセント未満	一パーセント未満
ニッケル	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
ニッケル化合物	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満
ニトリロ三酢酸	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
五―ニトロアセナフテン	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
ニトロエタン	一パーセント未満	一パーセント未満
ニトログリコール	一パーセント未満	一パーセント未満
ニトログリセリン	一パーセント未満	一パーセント未満
ニトロセルローズ	一パーセント未満	一パーセント未満

N―ニトロソモルホリン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ニトロトルエン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ニトロプロパン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ニトロベンゼン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ニトロメタン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
乳酸ノルマル―ブチル	一パーセント未満	一パーセント未満
二硫化炭素	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
ノナン	一パーセント未満	一パーセント未満
ノルマル―ブチルアミン	一パーセント未満	一パーセント未満
ノルマル―ブチルエチルケトン	一パーセント未満	一パーセント未満
ノルマル―ブチル―二・三―エポキシプロピルエ ーテル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
N―「―」(N―ノルマル―ブチルカルバモイル ―)―H―二―ベンゾイミダゾリル」カルバミン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満

酸メチル（別名ベノミル）			
白金及びその水溶性塩	一パーセント未満		○・一パーセント未満
ハフニウム及びその化合物	一パーセント未満		一パーセント未満
パラ－アニシジン	一パーセント未満		一パーセント未満
パラ－クロロアニリン	一パーセント未満		○・一パーセント未満
パラ－ジクロロベンゼン	○・三パーセント未満		○・一パーセント未満
パラ－ジメチルアミノアズベンゼン	一パーセント未満		○・一パーセント未満
パラ－ターシャリーブチルトルエン	○・三パーセント未満		○・一パーセント未満
パラ－ニトロアニリン	一パーセント未満		○・一パーセント未満
パラ－ニトロクロロベンゼン	一パーセント未満		○・一パーセント未満
パラ－フェニルアゾアニリン	一パーセント未満		○・一パーセント未満
パラ－ベンゾキノン	一パーセント未満		一パーセント未満
パラ－メトキシフェノール	一パーセント未満		一パーセント未満
バリウム及びその水溶性化合物	一パーセント未満		一パーセント未満

	ピクリン酸	一	一
	ビス(二・三―エポキシプロピル)エーテル	一パーセント未満	一パーセント未満
	一・三―ビス「(二・三―エポキシプロピル)オキシ」ベンゼン	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
	ビス(二―クロロエチル)エーテル	一パーセント未満	一パーセント未満
	ビス(二―クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満
	N・N―ビス(二―クロロエチル)メチルアミン―N―オキシド	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満
	ビス(ジチオリン酸)S・S―メチレン―O・O・O'・O'―テトラエチル(別名エチオン)	一パーセント未満	一パーセント未満
	ビス(二―ジメチルアミノエチル)エーテル	一パーセント未満	一パーセント未満
	砒素及びその化合物	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満
	ヒドラジン	一パーセント未満	〇・一パーセント未満

ヒドラジン一水和物	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ヒドロキノン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
四―ビニル―シクロヘキセン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
四―ビニルシクロヘキセンジオキシド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ビニルトルエン	一パーセント未満	一パーセント未満
ビフェニル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ピペラジン二塩酸塩	一パーセント未満	一パーセント未満
ピリジン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ピレトラム	一パーセント未満	○・一パーセント未満
フェニルオキシラン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
フェニルヒドラジン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
フェニルホスフィン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
フェニレンジアミン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
フェノチアジン	一パーセント未満	一パーセント未満

フエノール	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
フェロバナジウム	一パーセント未満	一パーセント未満
一・三―ブタジエン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ブタノール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
フタル酸ジエチル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
フタル酸ジ―ノルマル―ブチル	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
フタル酸ジメチル	一パーセント未満	一パーセント未満
フタル酸ビス(二―エチルヘキシル) (別名DE HP)	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
ブタン	一パーセント未満	一パーセント未満
一―ブタンチオール	一パーセント未満	一パーセント未満
弗化カルボニル	一パーセント未満	一パーセント未満
弗化ビニリデン	一パーセント未満	一パーセント未満
弗化ビニル	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満

弗素及びその水溶性無機化合物	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ニーブテナール	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
フルオロ酢酸ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
フルフラール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
フルフリルアルコール	一パーセント未満	一パーセント未満
一・三ープロパンスルトン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
プロピオン酸	一パーセント未満	一パーセント未満
プロピルアルコール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
プロピレンイミン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
プロピレングリコールモノメチルエーテル	一パーセント未満	一パーセント未満
ニープロピンーーオール	一パーセント未満	一パーセント未満
ブロモエチレン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ニーブロモーニークロロー一・一・一ートリフル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
オロエタン（別名ハロタン）	一パーセント未満	○・一パーセント未満

ブロモクロロメタン	一パーセント未満	一パーセント未満
ブロモジクロロメタン	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
五―ブロモ―三―セカンダリ―ブチル―六―メチル―一・二・三・四―テトラヒドロピリミジン―	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
二・四―ジオン（別名ブロマシル）		
ブロモトリフルオロメタン	一パーセント未満	一パーセント未満
二―ブロモプロパン	〇・三パーセント未満	〇・一パーセント未満
ヘキサクロロエタン	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロロ―六・七―エポキシ―一・四・四 a・五・六・七・八・八 a―オクタヒドロ―エキソ―一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（別名デイルドリン）		
一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロロ―六・七―エポキシ―一・四・四 a・五・六・七・八・八	一パーセント未満	一パーセント未満

<p>a―オクタヒドロ―エンド―一・四―エンド―五  ・八―ジメタノナフタレン（別名エンドリン）</p> <p>一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘ  キサソ（別名リンデン）</p> <p>ヘキサクロロシクロペンタジエン</p> <p>ヘキサクロロナフタレン</p> <p>一・四・五・六・七・七―ヘキサクロロビシクロ  〔二・二・一〕―五―ヘプテン―二・三―ジカル  ボン酸（別名クロレンド酸）</p> <p>一・二・三・四・十・十―ヘキサクロロ―一・四  ・四 a・五・八・八 a―ヘキサヒドロ―エキソ―  一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（  別名アルドリン）</p> <p>ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサ</p>	<p>一パーセント未満</p> <p>一パーセント未満</p> <p>一パーセント未満</p> <p>一パーセント未満</p> <p>一パーセント未満</p> <p>一パーセント未満</p> <p>一パーセント未満</p> <p>一パーセント未満</p>	<p>一パーセント未満</p> <p>○・一パーセント未満</p> <p>○・一パーセント未満</p> <p>○・一パーセント未満</p> <p>○・一パーセント未満</p> <p>○・一パーセント未満</p> <p>○・一パーセント未満</p> <p>○・一パーセント未満</p>
--	---	---

チエピンオキサイド (別名ベンゾエピン)		
ヘキサクロロベンゼン	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
ヘキサヒドロロー一・三・五トリニトロロー一・三 ・五トリアジン (別名シクロナイト)	一パーセント未満	一パーセント未満
ヘキサフルオロアセトン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ヘキサメチルホスホリツクトリアミド	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ヘキサメチレンジアミン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ヘキサメチレンジイソシアネート	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ヘキササン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一ヘキセン	一パーセント未満	一パーセント未満
ベーターブチロラクトン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ベータープロピオラクトン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・四・五・六・七・八・八ヘプタクロロー二 ・三エポキシ一三a・四・七・七aテトラヒ	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満

ベンゾ「a」アントラセン	水物	一・二・四―ベンゼントリカルボン酸一・二―無	ベンゼン	一・二・四―フルオロオクタン酸アンモニウム塩	ペルオキシ二硫酸ナトリウム	ペルオキシ二硫酸カリウム	ペルオキシ二硫酸アンモニウム	ヘプタン	ノ―一H―インデン（別名ヘプタクロル）	ドロー四・七―メタノ―一H―インデン（別名ヘプタクロルエポキシド）
一パーセント未満	一パーセント未満	〇・一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	〇・三パーセント未満	
〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満	一パーセント未満	〇・一パーセント未満	

ほう酸ナトリウム	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
ペンタン	一パーセント未満	一パーセント未満
ペンタボラン	一パーセント未満	一パーセント未満
B) リフルオロメチル) 一パーセント未満 (別名 PFI 一パーセント未満 一・一・三・三・三) 一パーセント未満 (ト ナトリウム塩 ペンタクロロフェノール (別名 PCP) 及びその ペンタクロロニトロベンゼン ペンタクロロナフタレン ベンゾ「e」フルオラセン ベンゾフラン ベンゾ「a」ピレン	〇・三パーセント未満 一パーセント未満 一パーセント未満 一パーセント未満 一パーセント未満 一パーセント未満 一パーセント未満 一パーセント未満 一パーセント未満 一パーセント未満 一パーセント未満	〇・一パーセント未満 一パーセント未満 一パーセント未満 一パーセント未満 一パーセント未満 一パーセント未満 一パーセント未満 一パーセント未満 一パーセント未満 一パーセント未満 一パーセント未満

無水マレイン酸	無水フタル酸	無水酢酸	ラルターペンを含む。)	リウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラル	無機マンガ化合物	マンガ	マゼンタ	ホルムアルデヒド	ホルムアミド	―二―フリル)チアゾール	(二―ホルミルヒドラジノ)―四―(五―ニトロ	ホスゲン
一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満		一パーセント未満	一パーセント未満	○・三パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・三パーセント未満		一パーセント未満	一パーセント未満
○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満		一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満		○・一パーセント未満	一パーセント未満

メタ―キシリレンジアミン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
メタクリル酸	一パーセント未満	一パーセント未満
メタクリル酸メチル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
メタクリロニトリル	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
メタ―ジシアノベンゼン	一パーセント未満	一パーセント未満
メタノール	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
メタンスルホン酸エチル	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
メタンスルホン酸メチル	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
メチラール	一パーセント未満	一パーセント未満
メチルアセチレン	一パーセント未満	一パーセント未満
N―メチルアニリン	一パーセント未満	一パーセント未満
二・二―「四―(メチルアミノ)―三―ニトロ フェニル」アミノ」ジエタノール(別名HCブル ―ナンバー―)	一パーセント未満	○・一パーセント未満

N―メチルアミノホスホン酸O―(四―ターシャ リーブチル―二―クロロフェニル)―O―メチル (別名クルホメート)		一パーセント未満	一パーセント未満
メチルアミン		○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
メチルイソブチルケトン		一パーセント未満	○・一パーセント未満
メチルエチルケトン		一パーセント未満	一パーセント未満
N―メチルカルバミン酸二―イソプロピルオキシ フェニル (別名プロポキスル)		○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
N―メチルカルバミン酸二・三―ジヒドロ―二・ 二―ジメチル―七―ベンゾ「b」フラニル (別名 カルボフラン)		一パーセント未満	一パーセント未満
N―メチルカルバミン酸二―セカンダリーブチル フェニル (別名フェノブカルブ)		一パーセント未満	一パーセント未満
メチルシクロヘキサノール		一パーセント未満	一パーセント未満

メチルシクロヘキサノン	一パーセント未満	一パーセント未満
メチルシクロヘキサン	一パーセント未満	一パーセント未満
二メチルシクロペンタジエニルトリカルボニル マンガン	一パーセント未満	一パーセント未満
二メチル―四・六―ジニトロフェノール	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
二メチル―三・五―ジニトロベンズアミド（別 名ジニトルミド）	一パーセント未満	一パーセント未満
メチル―ターシャリ―ブチルエーテル（別名MT BE）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
五メチル―一・二・四―トリアゾロ「三・四― b」ベンゾチアゾール（別名トリシクラゾール）	一パーセント未満	一パーセント未満
二メチル―四―（二―トリルアゾ）アニリン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
二メチル―一―ニトロアントラキノン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
N―メチル―N―ニトロソカルバミン酸エチル	一パーセント未満	○・一パーセント未満

メチルーノルマルーブチルケトン	一パーセント未満	一パーセント未満
メチルーノルマルーペンチルケトン	一パーセント未満	一パーセント未満
メチルヒドラジン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
メチルビニルケトン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一―「(ニ―メチルフェニル)アゾ」―ニ―ナフトール (別名オイルオレンジSS)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
メチルプロピルケトン	一パーセント未満	一パーセント未満
五―メチルーニ―ヘキサノン	一パーセント未満	一パーセント未満
四―メチルーニ―ペンタノール	一パーセント未満	一パーセント未満
ニ―メチルーニ・四―ペンタンジオール	一パーセント未満	一パーセント未満
ニ―メチルーN―「三―(一―メチルエトキシ)フェニル」ベンズアミド (別名メプロニル)	一パーセント未満	一パーセント未満
S―メチルーN―(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート (別名メソミル)	一パーセント未満	一パーセント未満

メチルメルカプタン	一パーセント未満	一パーセント未満
四・四―メチレンジアニリン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
メチレンビス(四・一―シクロヘキシレン)   ジ イソシアネート	一パーセント未満	○・一パーセント未満
メチレンビス(四・一―フェニレン)   ジイソシ アネート(別名MDI)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二―メトキシ―五―メチルアニリン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一―(二―メトキシ―二―メチルエトキシ)―二 ―プロパノール	一パーセント未満	一パーセント未満
メルカプト酢酸	一パーセント未満	○・一パーセント未満
モリブデン及びその化合物	一パーセント未満	○・一パーセント未満
モルホリン	一パーセント未満	一パーセント未満
沃化メチル	一パーセント未満	一パーセント未満
沃素	一パーセント未満	○・一パーセント未満

ヨードホルム	一パーセント未満	一パーセント未満
硫化ジメチル	一パーセント未満	一パーセント未満
硫化水素	一パーセント未満	一パーセント未満
硫化水素ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
硫化ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
硫化りん	一パーセント未満	一パーセント未満
硫酸	一パーセント未満	一パーセント未満
硫酸ジイソプロピル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
硫酸ジエチル	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
硫酸ジメチル	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
りん化水素	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸ジノルマル―ブチル	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸ジノルマル―ブチル   フェニル	一パーセント未満	一パーセント未満

りん酸一・二―ジブロモ―二・二―ジクロロエチル〓ジメチル (別名ナレド)	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
りん酸ジメチル〓 (E)―― (N・N―ジメチルカルバモイル)――プロペン―ニ―イル (別名モノクロトホス)	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸ジメチル〓 (E)―― (N―メチルカルバモイル)――プロペン―ニ―イル (別名モノクロトホス)	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸ジメチル〓――メトキシカルボニル――プロペン―ニ―イル (別名メビンホス)	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸トリ (オルト―トリル)	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸トリス (二・三―ジブロモプロピル)	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満
りん酸トリ―ノルマル―ブチル	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸トリフェニル	一パーセント未満	一パーセント未満

レソルシノール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
六塩化ブタジエン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ロジウム及びその化合物	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ロジン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ロテノン	一パーセント未満	一パーセント未満

(表面)

第 号

立 入 検 査 証

氏 名  
年 月 日生

印  
又 は  
刻印

上記の者は、労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）第 9 6 条の 2 の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長 印

(裏面)

<p style="text-align: center;"><b>労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号） （抄）</b></p> <p>（研究所による労働災害の原因の調査等の実施）</p> <p>第九十六条の二 厚生労働大臣は、第九十三条第二項又は第三項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）に、当該調査を行わせることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、研究所に、第九十四条第一項の規定による立入検査（前項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前項の規定により研究所に立入検査を行わせる場合には、研究所に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</p> <p>4 研究所は、前項の指示に従って立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>5 第九十一条第三項及び第四項の規定は、第二項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第三項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所の職員」と読み替えるものとする。</p> <p>（研究所に対する命令）</p> <p>第九十六条の三 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する調査に係る業務及び同条第二項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究所に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。</p> <p>第一百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>五・六 （略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>（参考）</b></p> <p>（労働基準監督官の権限）</p> <p>第九十一条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（産業安全専門官及び労働衛生専門官）</p> <p>第九十三条 （略）</p> <p>2 産業安全専門官は、第三十七条第一項の許可、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う。</p> <p>3 労働衛生専門官は、第五十六条第一項の許可、<u>第五十七条の四第四項</u>の規定による勧告、<u>第五十七条の五第一項</u>の規定による指示、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。</p> <p>4 （略）</p> <p>（産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限）</p> <p>第九十四条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第二項又は第三項の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。</p> <p>2 （略）</p>
---	---

(縦 7.0 センチメートル、横 11.0 センチメートル)

様式第21号の2の3（第95条の3の2関係）

(表面)

第	号	立 入 検 査 証		
		氏 名		
		年 月 日生		
		印 又 は 刻印		
		上記の者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第96条の2の規定により立入検査をする職員であることを証明する。		
		年 月 日		
		独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長 印		

(裏面)

<p><b>労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）</b></p> <p>（研究所による労働災害の原因の調査等の実施）</p> <p>第九十六条の二 厚生労働大臣は、第九十三条第二項又は第三項の規定による労働災害の原因の調査が行われる場合において、当該労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）に、当該調査を行わせることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、研究所に、第九十四条第一項の規定による立入検査（前項に規定する調査に係るものに限る。）を行わせることができる。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前項の規定により研究所に立入検査を行わせる場合には、研究所に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</p> <p>4 研究所は、前項の指示に従って立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>5 第九十一条第三項及び第四項の規定は、第二項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第三項中「労働基準監督官」とあるのは、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所の職員」と読み替えるものとする。</p> <p>（研究所に対する命令）</p> <p>第九十六条の三 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する調査に係る業務及び同条第二項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究所に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることができる。</p> <p>第一百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>五・六 （略）</p>	<p><b>（参考）</b></p> <p>（労働基準監督官の権限）</p> <p>第九十一条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（産業安全専門官及び労働衛生専門官）</p> <p>第九十三条 （略）</p> <p>2 産業安全専門官は、第三十七条第一項の許可、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う。</p> <p>3 労働衛生専門官は、第五十六条第一項の許可、<u>第五十七条の三第四項</u>の規定による勧告、<u>第五十七条の四第一項</u>の規定による指示、第六十五条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。</p> <p>4 （略）</p> <p>（産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限）</p> <p>第九十四条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第二項又は第三項の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。</p> <p>2 （略）</p>
--	---

(縦 7.0 センチメートル、横 11.0 センチメートル)

(第一面)

産 業 安 全 専 門 官 証 票  
労 働 衛 生

第 号 平 成 年 月 日 交 付

産 業 安 全 専 門 官 氏 名  
労 働 衛 生

厚生労働省労働基準局印

(第二面)

写 真

刻 印

年 月 日 生

( 第三面 )

労働安全衛生法 ( 抄 )

( 目的 )

第 1 条 この法律は、労働基準法 ( 昭和 22 年法律第 49 号 ) と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

( 産業安全専門官及び労働衛生専門官 )

第 93 条 厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置く。

2 産業安全専門官は、第 37 条第 1 項の許可、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う。

( 第四面 )

3 労働衛生専門官は、第 56 条第 1 項の許可、第 57 条の 4 第 4 項の規定による報告、第 57 条の 5 第 1 項の規定による指示、第 65 条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

4 前 3 項に定めるもののほか、産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

( 産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限 )

第 94 条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 第 91 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(第五面)

(参考)

(労働基準監督官の権限)

第91条 (第1項及び第2項 略)

- 3 前2項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考

- 1 第1面においては、産業安全専門官証票にあつては「労働衛生」を、労働衛生専門官証票にあつては「産業安全」を抹消すること。
- 2 この様式は、縦7.0センチメートル、横11.0センチメートルとすること。
- 3 刻印については、中央産業安全(労働衛生)専門官にあつては厚生労働省労働基準局印、地方産業安全(労働衛生)専門官にあつては都道府県労働局印を押すものとする。

(第一面)

産 業 安 全 専 門 官 証 票  
労 働 衛 生

第 号 平 成 年 月 日 交 付

産 業 安 全 専 門 官 氏 名  
労 働 衛 生

厚生労働省労働基準局印

(第二面)

写 真

刻 印

年 月 日 生

( 第三面 )

労働安全衛生法 ( 抄 )

( 目的 )

第 1 条 この法律は、労働基準法 ( 昭和 22 年法律第 49 号 ) と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

( 産業安全専門官及び労働衛生専門官 )

第 93 条 厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置く。

2 産業安全専門官は、第 37 条第 1 項の許可、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、安全に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の危険を防止するため必要な事項について指導及び援助を行う。

( 第四面 )

3 労働衛生専門官は、第 56 条第 1 項の許可、第 57 条の 3 第 4 項の規定による報告、第 57 条の 4 第 1 項の規定による指示、第 65 条の規定による作業環境測定についての専門技術的事項、特別安全衛生改善計画、安全衛生改善計画及び届出に関する事務並びに労働災害の原因の調査その他特に専門的知識を必要とする事務で、衛生に係るものをつかさどるほか、事業者、労働者その他の関係者に対し、労働者の健康障害を防止するため必要な事項及び労働者の健康の保持増進を図るため必要な事項について指導及び援助を行う。

4 前 3 項に定めるもののほか、産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

( 産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限 )

第 94 条 産業安全専門官又は労働衛生専門官は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

2 第 91 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(第五面)

(参考)

(労働基準監督官の権限)

第91条 (第1項及び第2項 略)

- 3 前2項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考

- 1 第1面においては、産業安全専門官証票にあつては「労働衛生」を、労働衛生専門官証票にあつては「産業安全」を抹消すること。
- 2 この様式は、縦7.0センチメートル、横11.0センチメートルとすること。
- 3 刻印については、中央産業安全（労働衛生）専門官にあつては厚生労働省労働基準局印、地方産業安全（労働衛生）専門官にあつては都道府県労働局印を押すものとする。